京都精神保健福祉士協会

きょうと通信 NO. 5

2001年11月

事務局：高木神経科デイケアおいけ内
〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル都ビル２階
TEL075(222)0452　FAX075(222)1052
e - mail　kyo - psw@mbox.kyoto - inet.or.jp

１．11月例会の報告

日時	2001年11月10日（土）14:00～17:00
会場	京都市職員厚生会職員会館「かもがわ」
テーマ	日本精神保健福祉士協会倫理綱領から学ぶ －ソーシャルワーカーの専門性について－
講師	小出保廣 氏（日本精神保健福祉士協会常任理事 堺市中保健センター精神保健福祉相談員）
参加者	30名

11月例会は、「精神保健福祉士の倫理綱領について考える」という、非常に堅苦しく、難しそうなテーマでしたが、小出さんの卓越した演出力によるパフォーマンスと、ユーモア溢れる語りにより、時には爆笑しながら、時には重く深く顧みながら、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティについて振り返り、今後を考える例会となりました。

＜小出さんのお話より＞

今回はソーシャルワーカーの倫理綱領と専門性についてであり、“今日はアイデンティティについて考えるために来ました”というお言葉で始まりました。ワーカーとして、これらすべてを我々自身に問い直し、整理して見つめなおす時期に今まさにきている、というものでした。

最近の倫理綱領改訂の動向や、精神保健福祉士の国家資格をめぐる話、関係4団体とのやりとりや、最近悩んでおられる難しい事例から考えたりなど、我々の直面している課題が、社会状況的にも援助場面においても、気が遠くなるほど膨大な要素を内包していることを感じさせられました。

“茶の間の掛け軸でなく、茶の間の地図を目指す”という倫理綱領ですが、キーワードを追いながら、再考していきたいと思います。

（多様な人々が精神保健福祉士資格を取得している）

現在、福祉職から、看護職、保健婦、心理、OTなど、多様な人々が資格を取得している。今年、大阪でも新規に60名ほど採用されており、病院だけでなく地域（デイケア、社会復帰施設など）の会員が多い。専門学校も増えてきている。我々は社会福祉学を基盤としているが、どこまで精神保健福祉のアイデンティティが貫けているのか？　デイケアなどでは、多職種の専門家集団のチームであり、そこでワーカーの専門性を問われると、揺れてしまったりする。

（当事者性の高まり）

当事者が情報や力を身につけていくにつれて、我々専門家の立場が危うくなってきている。

例えば、難病などでも当事者のネットワーク化がすすんで、インターネットでもどんどん色々な情報がでているし、治療や薬とかについても保健婦などの専門家よりも、知識も情報も持っている、それでは保健所って何だ？　となってくる。当事者性が高くなるほど専門性が問われる、それを意識していかないと、我々のアイデンティティが問われることになる。

共同作業所などでも、指導員と能力の高いメンバーと、ほとんど同じ仕事をしていて収入で約15万円と数千円の違いがある。何でや？とメンバーが思った時、それを訊かれてはっきり応えられるかどうかで、指導員のアイデンティティを問われる。

堺市では、14カ所の共同作業所があり、メンバーがどこでも好きなところを選べる。
（それぞれどの機能を強くするかによって、おおよそ４つの機能別に分類される）

①プレ就労
②憩いの家、仲間づくりの場
③社会参加型（クッキー売ったり、喫茶店、リサイクルショップしたりする）
④生活支援型（“晩ご飯を食べて、風呂に入ろう”がテーマ
バリアフリーの風呂をしたり、昼の１時～夕８時したりとか、土日開いて月木休んだりなど、病院がフォローしない時間をフォローする）

○最新には、アルコール依存症のメンバーのための共同作業所がある。この人達は、周囲に迷惑をかけてきたという思いが強い。そのため社会参加のさらに先を行く社会貢献、街の掃除をしたり、施設訪問したり、養護施設でソフトボール大会をしたりしている。

①～④を、まわっているメンバーもいる。そこから比較することにより、批判やクレームがでてくる。当事者性ということから考えても、これはとても良いことである。

（最近の事例より・本人の希望と自己決定）

最近は病院や診療所、デイケアなどが整備され、共同作業所なども増えてきてはいる。そういったなかで保健センターにくるのは、どこにも契約関係のない、つながっていない、基本的に関係のとりにくい人が多く、非常に力量が問われる。当事者や家族が困っているというより、周りが心配していたり、どういうかたちで誰が何を求めているのかが難しい、自己決定を重視したくても、頭を抱えて悩むようなケースが増えてきている、という。

（我々の置かれた立場）

日本の特殊性として、9割が民間病院であるということがある。欧米のワーカーと違い、我々は民間病院に雇用されているという立場であり、ワーカー本来の役割と病院経営が合わない、常にアイデンティティが揺らぐような事態がある。

自分がどういう立場にあり、どういうジレンマを持っているのかを整理し、ワーカーとしてどうジレンマと戦えるか？　これがとても大切。仕事していて、揺らぎがあって当たり前、ジレンマをもちながら、それとどうつき合っていくかというのが大切である。

大阪の会員500人のうち、250人がここ５年間位で雇われた人、福祉施設、病院関係など。ワーカーを雇う戦略が経営者にはある、給料安いし、だまって真面目に働くし、だまってないけど。そこで対峙できるものをもって欲しい。誰のために増えたのか、経営者のためでなくクライエントのためであるのだと。

（わが国の状況と特徴）

上記の特殊性のほかにも、精神医療システム自体がおおよそ異なる。社会復帰施設にしても、医療機関がホームをつくり、授産施設をつくり、工場をつくり、すべて利益誘導である。百害ばかりではないが、医療が福祉を食いものにして良いのか？

「クライエントの社会的復権」は、我々の倫理綱領の主要な理念であるが、厚生労働省にも日精協にも、精神障害者の権利を奪ってきたという意識はない。

（援助技術について）

TO → FOR → WITH → BY（クライエントによって～自助集団）

「cl に対して」→「cl のために」→「cl とともに」→「cl 自身によって」

どうやって BY（セルフヘルプ）にもっていくか。
コーディネートのかかわりが大切、○枠内がコーディネート。
バンクーバーモデル、マディソンモデルでも、コーディネートはワーカーがしている、医師ではない。自らが、援助技術においてどこに立っているのか、分かっていることが大切。

“温泉うなぎに河原カレー”であることを、良いことだと思い込んでいるパターナリズムがある。また、ワーカーは自らの加害者性に気づきにくい人種、“ワーカーのもつ加害者性”についての自己覚知が大切である。
コミュニティーワークを身につけてほしい。
あるクライエントが、別の病院の生活訓練施設やグループホームを利用するのに、一旦その病院に入院して、退院してから入居してもらうという話がでた、そして誰もそれを不自然と思わない、そんなことを平気で言えるようになっていってしまう。

絶対に譲れないものを身につけていくことが大切。真にワーカーとしてのアイデンティティをもって、ソーシャルワークを実践できる人が求められる。

（倫理綱領について）
倫理綱領委員会は、2001 年福岡大会で「倫理綱領改訂第 2 版」提示を実施、現在論議中。
“自己決定を最大限に尊重し・・・”なぜ“最大限”と限定するのかという議論がある。
東海大学の北島先生は、“倫理はバリュー（価値）なんだ、この綱領は「ねばならない」が多く、ロール（法律）になっている”と言っていたりしていて、現在論議中である。

「社会的正義」という言葉が、アメリカの倫理綱領にはよく出てくる、ワーカーは社会的不正義に対して断固戦うというものであるが、これはまだ日本の学会の論議には入れられてはいない（大混乱する？）。
「国民性のちがい」「文化のちがい」が大きい。施設でも、日本では管理側の理屈で物事が出来上がっている、利用者個人を中心に考えず、マスでみてしまう。欧米などでは、ホーム入所などでも、なるべく利用者が以前の生活のイメージをもって入所できるように、家具など自分の荷物を持ち込んで入所する、日本では、なるべく捨ててから来なさいと言われる。

全米ソーシャルワーカー協会『ソーシャルワーク実務基準および業務指針』には、非常に細かく規定されており、これを参考にしている。今後、『ソーシャルワークの価値と倫理』(1) も検討していく予定。

[倫理綱領改訂第 2 版の構成]
「制定の経緯」「目的」「前文」「倫理原則」「倫理基準」「実務基準」　となっている。

「倫理基準」「実務基準」を細かく定めましょうという意見がある。
“共生社会”という言葉を入れた。

業務基準を細かくつくりたい、**“事例集でなく、悩み集”**として。

［これからの具体的な方向性］（※小出さんのレジュメより）

倫理綱領委員会では、今までの活動の反省を踏まえて次の事を提示します.

1．12 月の常任・全国理事会と会員の皆さんに、今までの倫理綱領委員会で検討してきた内容や活動をニュースを作って報告に替える。
2．支部・地区に、倫理綱領第２版の検討をお願いする。
　その際、事例や出来事を踏まえ、検討してもらう。
　特に　（1）自己決定にまつわる問題
　　（2）秘密保持の問題（電子機器の利用、他機関への情報開示の問題）
　　（3）カルテ開示を含めた情報開示の問題
　　（4）機関に対する責務の問題
　　（5）倫理問題と自分の業務のジレンマ
　について検討を重ね、倫理綱領に照らし合わせていただきたい。
3．倫理綱領委員会のニュースを、ニュースレターを活用し発表していきたい。
4．１月の倫理綱領委員会で、第２版の一部手直しを始めたい、その際倫理綱領に関するジレンマのモデルケースを提示できたらと考える。
5．『ソーシャルワークの価値と倫理』(1) の本の読み合わせを行う。
6．実務基準の手がかりを提示する（2002 年５月頃）
7．関係団体の動向の把握と参加をしていきたい。
8．高知の全国大会で、倫理綱領の検討に関する一セッションを持つ。
9．各地区や支部の研修会に倫理綱領委員会のメンバーの派遣を考えたい。

現在の状況では、支部地区における倫理綱領第２版の意見の集約ができない状況であり、無理して今最終案を提示するのではなく、2002 年の８月をメドとする。

今後の倫理綱領委員会は
2002 年１月、３月、５月、８月に開催していく事にする。

(1)『ソーシャルワークの価値と倫理』フレデリック･G･リーマー著　秋山智久監訳　中央法規　2001 年

＜11 月例会の感想＞

山田芳子（陽だまりクラブ共同作業所）

「精神保健福祉士の倫理について考える」というテーマで、堺市中保健センターの小出保廣氏を招いての研修会に参加し、私なりに感じたことを述べさせて頂きます。

精神保健福祉士の倫理という重いテーマを、ユーモアまじりで、しかも分かりやすく私たちに熱く語ってくださいました。時を忘れる研修会でした。

作業所で働く私が、毎日当事者の人たちと接する際、ワーカーとして専門性を発揮できているかと問われれば、はっきり「Yes」と答えることはできません。当事者の自己決定を妨げていないか、パターナリズムに陥っていないかなど自問する毎日です。当事者の方々のやさしさに甘え、その上であぐらをかいてしまっているのでは、と思います。時として一番大事なことを忘れがちな私たち弱い人間にとって、倫理綱領は指針としていつも心に置き、自分にそれを問いかけていかなければならないものだと思います。

長い間、人間として当然の権利を剥奪されてきた当事者の方々が、生活者として、地域で普通に暮らしていける社会を作り上げていく一端を、担わせて頂くのが私たちの役割だと思います。日々仕事に追われ、専門性を高める努力も怠り、仕事の忙しさに責任転嫁していたことを痛感した一日でした。

小出氏の時を忘れる素晴らしいお話と、それを企画してくださった事務局の方々に深くお礼を申し上げます。

斎藤徹（つばき医院）

今回のテーマが「倫理」ということで堅苦しい話になるのかと思っていたが、講師の小出氏の日常的な実践の様子など、話の面白さに時間の経つのが速く感じた。

倫理は学生の時の講義で触れたぐらいで、それほど興味もなくどちらかと言えば援助技術のような実践的なことの方に目がいっていた。今の現場で4年目となり、ようやく周囲の様子が把握できたところで、自分の位置づけのあやふやさをなんとなく感じ始めていた。そんな中で今回の小出氏の話しを聞き、足払いをくったように感じた。

日常の関わりの中、何気ない言動で当事者を傷つけることもあり、表面にでてきていない部分もあるだろうが、それに対して当事者から直接的・間接的な批判を受けることがある。加害者になるときは、意図的でないにしろ基本的なことが抜けて接しようとしているのだと分かり、その怖さを改めて感じた。

取り巻く環境は今以上に複雑になっていくけれど、ワーカーとしての専門性を再確認する為の視点を得られたのは非常に大きな収穫であり、また、基本に戻ることの大切さを感じた。余談だが、倫理綱領を「茶の間の地図」にという意味を納得できたのも幸いだった。

竹内美江子（大阪医専　精神保健福祉士科）

私は現在、専門学校で精神保健福祉士になるべく勉強中の学生です。PSW協会の例会には、今回初めて参加させて頂きました。講師の小出さんのお話は、とても分かり易く、現実にPSWの抱えている問題を、事例にふまえて話してくださったので、とても勉強になりました。

小出さんのお話の中で、特に印象に残ったのは、PSWのアイデンティティに関するお話でした。私達の役割は何か、PSWの専門性とは何かということを、どこにもっているか、また、それを人に言えることがとても大切なことだということを、再確認しました。再確認というのは、そういったことは、授業の中でも実習中にも何度となく教えられてきたことだからです。しかし、それにもかかわらず、なかなか自分の中で、それらが消化しきれていないと実感しています。小出さんはお話の中で、福祉以外の大学を出て、一年間養成校に通っただけの学生に、果してPSWに必要なアイデンティティを持ち得るのかと危惧しておられましたが、実際問題として、持ちうる人間は少ないのでは、と感じています。しかし、それは何も持っていないということではなく、これこそが、というところに辿り着いていないだけなのだと思います（個人差はかなりあるような気がしますが）。

私達は、短い実習期間に体験したことや、独自に臨床の場において、現場で働いているPSWに話を聞いたり、また、当事者とのかかわりなどを通して、自分がPSWとしてどうあるべきかということを日々模索しています。しかし、その中で獲得するものは、結局漠然としたものであって、本当にPSWとしてのアイデンティティを獲得するためには、現場での持続的な当事者とのかかわりを持つことに尽きるのではないかと思います。そして、現場の体験の中で自己覚知をする時に、基盤となるものが倫理綱領ではないかと思いました。そういう意味では、今の倫理綱領では物足りなさを感じます。

小出さんの言う通り、国家試験に穴埋め問題で出されるような、形式のものでは、あまり意味がないような気がしました。もっと解りやすく、しかも現実に根ざした倫理綱領に改訂されていくと、PSWとしてのアイデンティティを獲得する上で、とても重要な役割を果たすものになりうるのではないかと思いました。

2．12月例会のご案内

12月例会は、京都市内から飛び出して、日本三景の天橋立で開催します。いつも京都市内の例会開催ばかりで、北部の皆さんには通信でのご案内ご報告のみとなってしまっています。

今回は北部の皆さんに準備して頂いて、今年度初の北部での例会開催となりました。それぞれの地域ならではの話、ところ変わっても悩みは同じ？　様々な話に花を咲かせましょう。